上尾市訓令第9号

上尾市男女共同参画推進本部設置規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月28日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市男女共同参画推進本部設置規程等の一部を改正する訓令 (上尾市男女共同参画推進本部設置規程及び上尾市人権施策推進会議設置 規程の一部改正)

- 第1条 次に掲げる訓令の規定中「子ども未来部長」を「こども未来部長」に改める。
 - (1) 上尾市男女共同参画推進本部設置規程(平成14年上尾市訓令第19 号)別表
 - (2) 上尾市人権施策推進会議設置規程 (平成16年上尾市訓令第13号) 別表

(上尾市男女共同参画庁内推進会議設置規程の一部改正)

第2条 上尾市男女共同参画庁内推進会議設置規程 (平成22年上尾市訓令 第3号)の一部を次のように改正する。

別表中「子ども未来部子ども支援課 子ども未来部保育課」を「こども未来部こども支援課 こども未来部保育課」に改める。

附則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。